

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

守口市水道局より大切なお知らせ

令和元年（2019年）10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無制限から**5年間**となります。
- ※ 旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照） 注意：期限内に更新申請されなければ、失効となります。

指定を受けた日	有効期間 (令和元年9月30日から)
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、指定の有効期間に応じて、毎年度ダイレクトメールにて通知をします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

● 指定更新の要件は**新規申請と同じ**です。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
 - ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※更新手数料については、10,000円が必要です。

- **更新申請に必要な書類**
- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・機械器具調書
- ・誓約書
- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・給水装置工事主任技術者免状（写し）

● 指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- **4項目確認資料**
- ・講習会の受講修了書等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

《更新の申請に関するお問い合わせ先》

守口市水道局 お客さまセンター 設備担当 TEL:06-6991-6771